

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年 10 月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900108号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900093号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年8月20日は77万円、同年12月26日は72万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月20日及び同年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月20日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月

A社から請求期間①及び②に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録がないことが分かった。

請求期間②については、何も資料は保管していないが、請求期間①については、賞与支給額等を記載したメモを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社の元社会保険事務担当者(以下「事務担当者」という。)から提出された夏季賞与一覧表及び同社における複数の同僚から提出された夏季賞与明細書により、請求者は、当該期間に係る賞与の支払を受け、77万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、前述の事務担当者から提出された冬季賞与一覧表、A社における複数の同僚から提出された冬季賞与明細書及び預金通帳に記載されている賞与の振込履歴並びに同社の破産管財人から提出された従業員の労働債権の配当に係る「更正配当表」名の資料により、請求者は、当該期間に係る賞与の支払を受け、72万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②に係る賞与の支給日については、前述の事務担当者の陳述から、平成15年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについて不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求期間①及び②の賞与支払に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900111号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900094号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成9年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成9年8月31日になっており、請求期間の記録がない。

A社には、平成9年8月31日まで在職していたと思うし、保管している同社の給与明細書を見ると、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されているので、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答、同社の事業主の陳述、請求期間当時の複数の同僚の回答及び請求者提出の給与明細書から判断すると、請求者が、請求期間も同社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を社会保険事務所(当時)に誤って届出し、請求期間の厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900055号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900095号

第1 結論

請求者のA社における昭和63年10月1日から平成元年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和63年10月から平成元年9月までの標準報酬月額については、22万円を32万円とする。

昭和63年10月から平成元年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和63年10月から平成元年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が前後の期間と比べて低い額となっている。同社に勤務していた期間について給与が下がった記憶がないため、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の後継事業所であるB社から提出された台帳、同社の担当者並びに請求期間当時の社会保険事務担当者の回答及び陳述から判断すると、請求者が請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、C厚生年金基金の加入員台帳により確認できる標準報酬月額等がオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、D健康保険組合及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者が当時の届書について複写式のものを使用していたとしていることから判断すると、事業主からオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額が社会保険事務所(当時)に届出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900093号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900096号

第1 結論

請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年9月1日から同年8月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成元年8月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年8月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和63年にA社に入社後、平成19年に退職するまで継続して同社及びその関連会社において勤務していたにもかかわらず、国(厚生労働省)の記録では、私がB社からC社へ異動した時期に当たる平成元年8月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

しかし、給料支払明細書によると、当該期間に厚生年金保険料が控除されていることから、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された給料支払明細書及び同僚の陳述等から判断すると、請求者が請求期間においてC社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、C社は、平成元年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において適用事業所ではないが、商業登記の記録によると、同社は請求期間前の同年7月20日に設立されている上、オンライン記録において同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうちの一人が同年7月21日付けで同社における雇用保険の被保険者資格を取得していること等を踏まえると、請求期間において、同社は、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

以上のことから、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年8月1日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び前述の同年9月分の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の社会保険事務等を継承したとするA社は、請求期間当時の資料はなく、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しているが、請求期間において、C社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚

生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900094号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900097号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年10月1日から昭和47年3月1日まで

昭和44年4月から昭和49年2月まで勤務したA社では、定期昇給があり、当該事業所
における勤務期間中に給料が下がることはなかった。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が従前の標準報酬月額より低
く記録されているので、当該期間の標準報酬月額(4万5,000円)を従前の標準報酬月額(4
万8,000円)に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る標準報酬月額が従前の標準報酬月額より下がっているが、給料が
下がることはなかったので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしいと主張している。

しかしながら、標準報酬月額は、基本給のほかに各種手当を加えた報酬月額により決定され
るところ、B社は、「当時の人事記録及び賃金台帳等の書類を保管しておらず、詳細不明。」と
回答しており、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月における報酬月
額及び請求期間の各月における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者と厚生年金保険被保
険者資格取得日が同日であり、請求期間も引き続き被保険者記録がある女性22人の中には、
請求期間における標準報酬月額が、請求者と同様に従前の4万8,000円から4万5,000円に下
がっている者が請求者のほかにも確認できる上、当該22人のうち16人の当該期間における標
準報酬月額は、請求者と同額であることを踏まえると、請求者の請求期間における標準報酬月
額が、不自然な記録であるとはいえない。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬
月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉
控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準
報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、
これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要があるところ、
請求者から提出された昭和46年及び昭和47年分給与所得の源泉徴収票に記載されている
各年の社会保険料の金額からは、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控
除されていたこととはうかがえず、請求者の請求期間の各月における厚生年金保険料控除額を確
認又は推認することはできない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除につ
いて、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間
において、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月
額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。